

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-01-07

<資料篇> 長崎唐蘭船交易覚書 : 法政大学図書館所蔵・翻刻(1)

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

20

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

20

(発行年 / Year)

1968-03-20

〔附録二〕

法政史学第二十号附録〔史料篇〕

長崎唐蘭船交易覚書
(第一回)

法政大学図書館所蔵

長崎唐蘭船交易覚書

解題

本史料は去る昭和三十七年七月に古書肆の売立に上ったもので、偶然にも眼にとまり本学図書館の購入に帰したのである。その内容から推して本来長崎奉行所もしくは長崎会所に関係深く、唐・蘭双方の貿易事務の実地の衝に携わった人の筆になり、それが何等かの事情でいつしか市中に流れて転々としたものと考えられる。

四分冊からなる本史料の収録年代は

第一冊 元禄三年二月—元禄六年十月

第二冊 元禄八年一月—元禄九年六月

但し、元禄十一年十一月の文書一通を附す

第三冊 元禄九年十二月

第四冊 文化三年十一月

という具合で、四冊の収録年代は必ずしも継続していない。むしろ前記の機関もしくは担当掛の永い継続的記録の一部部分と思われるものであって、なかには途中で切断された文書も二、三混入している。「長崎唐蘭船交易覚書」なる表題ももとより後年の仮題にすぎない。

原文書はそれぞれの宛名の主に手交されたはずで、これはその控えもしくは写である。そのことは文書の肩に、ま「本紙有之」と朱書されている点からも容易に理解できよう。

その内容は、右の期間中に発せられた官衙の諸役人に達した覚書や、長崎市中に出した触書、および入津の唐船・蘭船の積荷数量や、その間におきた犯科や取締事項など、貿易関係の記載が主なるとともに、当時の市民生活の様相も窺えるものである。

第一冊に収録する史料で眼をひくものは、貿易関係では唐船積み渡り品の積高、割符関係の数値が多く、滞船中の船改や唐人への達し、町内人改めから帰帆の際の心得などがみえ、蘭人との貿易規定の一端や諸役人の出島勤務・金銀両替の具体例も窺える。

町政関係では各種の町触が眼につく、捨子、火の用心、竈廻り改め、町中水あびせなどの行事・心得から、犯科と其人相調書などの記載もみえ、「犯科帳」に洩れている実例もみえる。

なお、第一冊に収める期間は唐・蘭両国と日本との貿易関係が貞享二（一六八五）年のいわゆる定高貿易法に改められて間もない時期にあたり、新令に若干の手直しを加えられた頃に当っており、その実態を点検する史料ともなりえよう。

第二冊に収録する元禄八年―十年間は、中央では勘定奉行萩原重秀による貨幣改鑄が行なわれ、長崎の地において、先の定高貿易法に関連して代物替が元禄七年に許され、やがて同十年には町年寄高木彦右衛門によってその事務が管掌され、運上金制度が実施されていく変化の多い時期に当たっている。

事実、本史料においても、吹直し金銀とその引き替えに関するものから、唐蘭船隻数、積高、割符、定銀高、代物替、運上、口銭などに関する記事が多く、伏見屋四郎兵衛・高木彦右衛門らがその名を連ねる文書も含まれていて、この期の貿易内容の検討に役立つかと思われる。

町政に関するものでは、類族、捨子、諸種の犯科などに加えて女子の衣裳の華美を取締る文書など各種の町触のみえるのは、さすがにこの期の世相を反映しているものとみうけられる。

第三冊は前二冊と趣をかえて、全冊元禄九年の十二月付の文書である。主として褒賞下附に関する文書であって、貿易期間中の各種兼役の業務、特に荷役、脇荷役、砂糖操方、依物見廻り、抜依物取締、抜荷取締などから、唐館・蘭館の取締り、更には武芸、防備、市中取締、唐・蘭船検番などの各方面にわたっている。いずれも会所調役、町年寄、会所筆者、唐蘭通詞、出島乙名組頭、触頭、普請方、日行使、会所目附、吟味役、請払役、船番、各種目利などの兼役でやった事柄である点に注目されるべきものと考えられる。

第四冊は前三冊と年代の開きがあつて、いずれも文化三寅年十月、十一月付の文書である。米価、酒造関係の文書

が眼をひき、長崎会所の諸役に関するものが多く、年番交替、会所調役、請払役、鹿皮日利、御蔵預、唐通事、内通事、加役検使などの各種にわたり、唐・蘭貿易関係では俵物、樟腦、大坂銅座、和錫商法、蘇木などに関するものもみえ、役目相続許可、褒賞、受用銀などの多岐にわたっている。

全冊総じて、限られた年代の断片的史料ではあるが、比較的貿易上の数値、価格などの記載が多く、貿易地長崎における貿易期間中の各種の加役とその内容、褒賞額から種々の制度などの具体例・実況を窺うことができるのであって、この種の残存史料のうち、幕末期のものは比較的多きに比して、古く元禄期のものも必ずしも豊富ではない今日、この方面の研究に多少なりと役立ち得ると信ずる。幸い本誌に複製紹介されるに際して、概要の蕪文を掲げて、研究者の利用を待ちたいと願うものである。

凡 例

- 一 各文書の間は二行あきに処理した。
- 一 適宜、句読点・逗点・中黒点を附して判読の便を計った。
- 一 大和仮名は平仮名に改めた。
- 一 本文中、朱書してある箇所はゴチック活字を用いた。

(書題簽)

長崎唐蘭船交易覚書 一

從^(下)是元禄三年

山岡對馬守様

川口撰津守様

本紙有之

覚

(片 桐 一 男)

- 一 乙名一人、組頭一人、昼夜相詰、諸事作法好様ニ可^レ申付^レ候、唐人入込用事之節敷、又は荷役出船ニ而用多之時は、昼之内乙名・組頭四人共可^レ相詰^レ事、
- 一 惣而二ノ門出入之もの共、乙名^レ断なくして出入仕間敷事、
- 一 大通詞・小通詞毎日昼之内一人宛可^レ相詰^レ、但稽古通事も折々差添可^レ申事、
- 一 附、年番之通詞は用事次第幾度も可^レ相越^レ事、
- 一 内通詞小頭一人、平日通詞五人、昼夜共相詰可^レ申事、
- 一 内通詞小頭たりといふ共、唐人小屋五出入仕間敷候、但不^レ叶用事候而相越候節は、乙名^レ其品を申断候上ニ而、差^レ次次第可^レ参事、
- 一 火事等有^レ之節は、当番之乙名相詰候もの共引連、早速駈付取消可^レ申候、兼而其心得ニ而相詰^レし、若及^レ天火一候ハ、町火消入^レ

之可レ申事、

一 野菜肴等之小商人札場之前ニ而商売仕、一切二ノ門内江入間敷候、右刻限朝六ツ半時分五ツ半時迄、昼は九ツより八ツ時迄商売可レ仕事、

附、其節番人之内式三人平内通詞并辻番人杖突之ものとも立合可レ申候、但差支有レ之節は乙名見計可レ致ニ差凶一候、

一 銅器物并小道具等の商人共、一ヶ月ニ或は六度、或は七度日時を不レ定、乙名差図いたし商売可レ為レ仕候事、

右之条々堅く可レ相守一者也、

元録三年午二月七日

覚

本紙有レ之

一 当春船来月十日分商売相初、五月中致ニ帰帆ニ候様ニ可レ仕段、最前以三書付申渡候処、早帰帆仕度旨、二十艘之唐人共相願候ニ付、来月朔日分商売相初十日迄之内、右之船不レ残帰帆可レ申付一候間、其心得を以諸事差急キ可レ申候、以上、

午三月廿五日

覚

本紙有レ之

一 当春船式拾艘、千四百貫目之銀高を以書立之通割付商売可レ申

付一候、但糸代銀は三百貫目限之、相残高ニ而反物菜種荒物可レ

商売ニ事、

一 来月十日分春船商売可レ相初候事、

一 右之船五月中帰帆可レ申付一候間、当座銀ニ而可レ致ニ商売一、船之修復等其積を以差急キ可レ申事、

以上

午三月廿三日

覚

一 積高四千四百拾五貫五百拾式匁

但志番船 貳番船 三番船 四番船 五番船

八番船 九番船 十番船 十四番船 十五番船

十六番船 十七番船 十八番船 十九番船 廿番船

廿二番船 廿三番船 廿四番船 廿五番船 廿六番船

式拾艘分

内 割符

千四百貫目

此内

銀三百貫目

唐船式拾艘之分 但志艘ニ付拾五貫目ツ、

銀八拾貫六百九拾四匁式分 唐人數八百七人之割符

但此内式拾三番船繫船ニ而、

爐之燈籠無レ念仕及ニ出火ニ

付、四拾人は老人ニ付五拾日宛、七百六拾七人は老人ニ付

以上

午四月

百式匁六分宛、壹番船之唐人老人病死、十九番船之唐人老人縊死、此三人葬之入目人別並二百式匁六分宛割付申候、

覚

銀貳拾四貫六百七拾九匁

唐船貳拾艘修復入目銀

但通事方必書付差出候通、

銀四百五貫三百七拾三匁貳分

銀九百九拾四貫五百九拾匁三分

此銀積高割付拾貫日ニ付、貳貫三百九拾九匁

貳分宛、

合千三百九拾九貫九百六拾三匁五分

但此内

三百貫目

割符糸代

残銀三拾六匁五分

二口合

千四百貫目

午三月廿五日

覚

一今月廿八日必五月中、町々人数改等仕、去年申触候書付之通急度相守可申候、其外去年中段々申触候書付之趣、是又当年必同

前ニ可ニ相守之事、

午四月

一家持店借召仕者不レ及レ申、惣而町中之ものとも日暮候間、其町

必外江一切不レ可レ出之事、

一町々之木戸西之刻がしめ置、町内之者隣町江もむさと出問敷

事、

一病人なと有レ之、夜中医師呼ニ遣シ候間、又は不レ叶用事にて、

他町江罷出候もの有レ之候ハム、何時罷越、何時罷歸り候段、度々乙名所江承り届書留為レ置可レ申事、

一家持・棚店共ニ、家内拾五歳以上之もの名帳認メ置、五人組之内ニ而夜中時を不レ究、兩度宛人改可レ仕候事、

一町々之乙名は、毎夜五人組相改候様ニ無ニ相違ニ候哉吟味仕、是

又可ニ相改一事、

一不レ限ニ晝夜ニ鶴乱成荷物持通るもの有レ之候ハム、相改可レ申事、

一海辺之町々は、不レ限ニ晝夜ニ其辺之船可レ遂ニ吟味、自然あやし

き荷物有レ之候ハム、早速可ニ申出ニ候事、

右之趣今月廿八日必五月中急度可ニ相守ニ、此外銘々被ニ仰出ニ候

趣、同事可レ守候、若相背者有レ之候ハム、棚借之義は大屋并棚

五人組、家持は五人組共ニ曲事可ニ申付ニ候、此趣ニ相守ニもの

有レ之段、以後相聞候は、町内江過意として割符之銀除レ之、其上

品々寄乙名・組頭越度可申付もの也、

右御書出之趣慥ニ承届申候、町内家持・借屋并召仕之もの迄念
を入申きかせ、堅為ニ相守可申候、尤乙名・組頭無ニ油断戻
夜念を入相改可申候、為レ其銘々判形如レ斯御座候、以上、

元録三年四月廿七日

覚

本紙有之

一当夏船三拾艘江、貳千貫目之銀高を以、書付之通割付商売可申
付候、但糸代銀は五百貫目限之相残高ニ而、反物菓種荒物可ニ
商売事、

一当月十一日夕夏船商売可相初之事、

一右之船八月申船帆可申付候間、当座銀ニ可致ニ商売、船之修

復等、右之積を以、差急き可申付事、

以上

午七月七日

覚

一積高六千三百四拾壹貫四百六拾五匁

但六番船 七番船 拾壹番船 拾貳番船

拾三番船 貳拾番船 廿七番船 廿八番船

廿九番船 三拾番船 三拾壹番船 三拾貳番船

銀貳千貫目

内

四百五拾貫目

唐船三拾艘分

但志艘ニ付拾五貫目宛、

百貳拾六貫九百目

唐人数千貳百六拾九人之割付、屯人ニ付
百日宛、但し四拾七番船之人數之内式人
病死仕候、為レ葬之入日人別並ニ割付申
候、

六拾貳貫三百七匁

唐船三拾艘之修復入日銀、通事方必差出
候通、

五百五拾三匁

三拾六番船天草御領江漂着仕候、引賃銀
通事方必書付差出候通、

六百三拾九貫四百九拾目

千三百六拾貫四百九拾六匁三分 此銀積高ニ割付拾貫目ニ付

合千九百九拾九貫九百八拾六匁三分 貳貫百四拾五匁四分宛、

但此内

五百貫目 割符糸代

残銀拾三匁七分

貳口合貳千貫目

年七月七日

千三百六拾貫四百九拾七匁九分合七毛七厘弗

此積銀高ニ割付拾貫目ニ付貳貫百四拾五匁四分宛、

覚

本紙有レ之

貳拾番船 寧波船

貳拾七番船 寧波船

貳拾八番船 南京船

右三艘は糸過半致ニ商売ニ荒物少分ニ付、銀五拾貫目荒物商売

申付候、此銀高を以三艘江可ニ割付一者也、

年七月十二日

覚

一内外町中家持之町人共、又は手代等并店借ニ而茂召仕をも持候程之町人は、用事ニ付所を離レ罷出、行先ニ一夜なりとも止宿仕事候ハ、用儀之趣乙名所ニ而逐ニ詮儀、町年寄常行司方江申届候上ニ而、他所江差遣可レ申事、

長崎唐蘭船交易覚書 一

一召仕も持不レ申様成輕町人并担売等仕候類之小商人、近村隣郷江

為ニ商売、一夜泊り杯ニ罷越候儀は、乙名所にて委細逐ニ詮儀、

常々家業參候段無レ紛候ハ、五人組之内証人取遣し可レ申候

事、

右両条之趣去年茂雖ニ相触、弥念入来ル廿七日夕八月中急度可レ

相守之、此外も去年申書付を以申触候趣とも、今以同意ニ悉

く可ニ相守候、若相背輩於レ有レ之は、急度曲事可ニ申付一者也、

七月廿六日

覚

本紙有レ之

井 福 口 安

右唐人屋敷出入差免、数年役医同前相勤候ニ付、此度役医師申

付之候、

年七月

覚

本紙有レ之

一阿蘭陀商売御定之通金五万兩可レ限レ之、三分一は糸代、三分二

は端物着物可レ致ニ商売、但糸之儀当分不足ニ候間、有次第逐ニ

商売、不足之分は跡船ニ而致ニ商売、都合糸代三分一之積たる

へき事、

以上

年八月十四日

覚

日本兩替は五拾九匁五分相定之、阿蘭陀は如例年二六拾八匁可相渡一事、

以上

午八月十四日

貳千五百貫目

割付

此内

三百拾五貫目

唐船貳拾壹艘之分

但、壹艘拾五貫目宛、

九拾六貫五百目

唐人数九百六拾五人之分

但、老人百目宛、

三拾貳貫四百目

三番台湾船積高少分ニ付、凡売切之積申ニ付之候、

貳番台湾船、五番台湾、拾番台湾船

貳拾壹番海南船、

四艘割付銀、

貳百三拾六貫六百目

外

壹番南京船先達而入津致し候ニ付、格外増売申ニ付之候、

拾貫目

以上

午八月

四番厦門船江拾貫目、七番厦門船江拾貫目、拾貳番暹羅船江四拾貫目、拾

三番広南船江貳拾貫目、拾四番暹羅船江三拾貫目、拾五番広東船江拾貫

目、拾六番咬嚼吧船江貳拾貫目、

七艘遠国渡海之船故、増売申ニ付之候、

百四拾貫目

一積高銀合六千六百三拾七貫目 春唐船貳拾艘、夏唐船之内壹

覚

内

艘、

貳拾貳貫目

拾六番咬啗吧船本國より直ニ致ニ来朝ニ候ニ付、当年は格外増売申上付之候、

五貫目

拾五番広東船頭平生作法宜相聞候ニ付、当年は褒美として格外増売申上付之候、

貳拾三貫七百六拾九匁六分八厘

三番台湾船、五番台湾船、拾番台湾船、貳拾壹番海南船、ノ五艘天草御領、薩摩対馬領、平戸領、大村領江令ニ漂着ニ候挽船賃、但通事共書付差出候通、

千六百拾八貫七百三拾目三分貳厘

此銀壹切船老艘、割付船四艘、ノ五艘積高引除、相殘拾六艘、積高五千八百九拾九貫四百五拾目ニ割付、拾貫目ニ付貳貫七百四拾三匁八分六厘六毛余宛、

合貳千五百貫目

一 牢人・町人は其所之名主五人組、

右判鑑先達而宗対馬守家来方江、遣し置以ニ証文ニ向後調可レ申候、以上、

長崎唐蘭船交易覚書 一

九月廿九日

本紙有之

覚

一 明六日夕秋船帰帆申付候間、今晚より来ル廿日迄町中人改致し、勿論暮六ツ切ニ木戸をノ可レ申候、此外は前々申触候通弥堅く可ニ相守ニ候、以上、

十月五日

定

調子増

一 御塩硝藏近辺江、無用之輩徘徊付間敷事、
一 農業ニ出候者共、御塩硝藏近辺ニ而、たは粉之火等ニ至迄、火之元猥ニ致間敷候事、
一 堀切内ガ、用なくして一切出入仕間敷事、

附、堀切之内ニ於て野火堅く致間敷事、

右之条々急度可レ相守之、若違背有之族於レ有之は、可レ為ニ曲事^(P. 4)もの也、

元禄三年十月 日

調子増

一此あかり場江用船之外船寄せ申間敷者也、

午十月 日

午十月 日

調子増

是より内江無用之もの一切出入仕間敷候、并火之元狽ニいたすへからざる者也、

午十月 日

本紙有レ之

捨子いたし候事弥御制禁ニ候、養育なり難きわけ有レ之候ハ、奉公人は其主人、御料は御代官手代、私領は其村之名主五人組、町方は其所之名主五人組ニ其品申出へし、はこくみ成難きニおゐてへ、其所ニ而養育可レ仕候、此上捨子仕候ハ、急度曲事たるへき者也、

午十月 日

本紙有レ之

覚

一諸人仁愛之心有レ之様ニと、常々被ニ思召ニ候故、生類あはれみの義、度々被ニ仰出ニ候処、今度橋本権之助犬を損さし不届被ニ思召ニ候、依レ之死罪被ニ仰付ニ候、弥人々仁愛之心ニ罷成候様ニ、大身小身共ニ相守、末々迄急度可ニ申合ニ者也、

為ニ御意ニ申渡候覚

一火用心念を入、火消道具水桶杯損候ハ、急度改仕直し可レ被レ申候、

一竈廻り折々相改、無覚束ニ儀候ハ、急度仕直し候様ニ可レ被ニ申付ニ候、

右之趣被ニ仰出ニ、近日町廻り御檢使御出可レ被レ成候旨被ニ仰付ニ候間、相守可レ被レ申候、以上、

午十一月朔日

右之御意之通儘ニ承り届町内弥念を入堅く相守可レ申候、為レ其銘々判形如レ斯御座候、以上、

元禄三年午十一月朔日

覚

一今度木鉢之内、道生田ニ御塩硝藏被ニ建置ニ候、就レ夫西泊より木鉢迄之間、浜辺ニ船を寄せ、火を取あつかひ申間敷候、勿論遊山船は猶以乗寄せ申間敷事、
右之趣町内家持店借りハ不レ及レ申、召仕之者迄堅く可レ被ニ申付ニ候、

午十一月五日

高嶋四郎兵衛

右之通高嶋四郎兵衛殿ガ申来候間、各町内之ものとも江急度

申きかせ、堅く相守らせ可申候、

右之趣慥ニ承り届申候、為其銘々判形如レ此御座候、以上、

元録三年十一月五日

乙名中判取候分
木屋殿江は

覚

一長崎町中、水あひせ候事ハ不レ及レ申、水浴之代とて不レ

依レ何とらせ候事、又は振舞仕候儀、向後堅く無用ニ可レ仕旨

今度於江戸川口源左衛門江被レ仰渡之候、

右之趣向後急度相守候様ニ可申渡之事、

寅六月十日

右寅年被レ仰渡候通、今以弥堅相守候様被レ仰渡候、町々下

々迄相守候様ニ、可レ被レ申付候、以上、

右之趣慥ニ承届町中下々迄不レ残稠敷可申付候為其銘々判

形如レ斯御座候、以上、

元録三年十二月廿八日

覚

本紙有レ之

一鶴屋理右衛門儀、身本不慥者ニ差紙を出し代物調査せ、今以

代銀不ニ相払もの有レ之処、ゆるかせニ仕置候儀不届、其上

長崎唐蘭船交易覚書 一

兼而之町中勤方茂不レ宜ニ付、乙名役召放逼塞申付候事、尤今

十一月廿一日

乙名中判取候分
木屋殿江は

覚

本紙有レ之

一伊与屋小八郎義、代物代銀難洪仕不ニ相濟候段不届候、此

上廿三日切ニ、家屋敷家財代替候而も、差出し可申候本紙有レ之祇今

迄難洪仕候、依不届一手錠被レ仰付一町中江御預ケ、

一林八郎兵衛儀同断

右兩人共手錠封、五日迄度宛罷出手錠封改請可申候事、

從レ是元録四未年

川口撰津守様

為レ御意ニ申渡口上之覚

一博奕之儀、毎年御法度被レ仰付ニ置候処、頃日少々博奕仕候様

ニ被レ聞召上候、一紙半銭之勝負も不レ仕様ニ、町内男女召

仕下々ニまでも堅く可レ被レ申付候、

一人をかたり、或ハ押入等仕族有レ之様ニ粗被レ聞召上候、左

様成徒もの有レ之ニおゐてハ、此方江可レ被レ申来候、

一一

一 火用心堅く仕候様ニ与被ニ仰付ニ候間、竈廻り無ニ油断ニ相改可レ被レ申候、

右之趣委細承届申候、銘々町内男女召仕之下々迄、堅く申付相守らせ可レ申候、為レ其銘々判形如レ此御座候、以上、

元録四年未正月六日

千九百貫目

此内

割付

七拾七番 七拾八番 七拾九番

八拾番 八拾貳番 八拾五番

八拾六番 八拾七番 八拾八番

八拾九番 九拾番 船数貳拾艘分

本紙有レ之

覚

一 当秋船式拾艘江、銀高千九百貫目を以書付之通、割付商売可

ニ申付ニ候、但糸代銀は三百貫目限レ之、相残高ニ而者、端物業種

荒物可ニ商売ニ事、

一 当月十五日ノ商売可ニ相始ニ事、

一 右之船来月廿日切帰帆可ニ申付ニ候間、当座銀を以可レ致ニ商

売、船之修復等右之積を以差急可レ申事、

未九月十一日

一 銀貳百八拾貳貫目

唐船拾九艘之分、壹艘ニ付拾五貫宛、但内七拾五番船は拾貳貫目、外ニ七拾番船は船別差三除之

唐人數千八百人之割付、但六拾八番・七拾貳番・七拾六番・七拾七番・八拾貳番

・八拾六番・八拾八番・ノ七艘之人数四

百壹人は、人別壹人前ニ八拾目宛、五拾

番・六拾九番・七拾番・七拾四番・七拾

八番・八拾五番・ノ六艘之人数貳百七拾

五人は、人別壹人前ニ百貳拾九匁壹分六

厘余宛、相残七艘之人数四百三拾貳人

は、人別壹人前ニ百目宛、

本紙有レ之

覚

一 積高六千百拾五貫九百九拾目

但五拾番 六拾七番 六拾八番

六拾九番 七拾番 七拾貳番

七拾四番 七拾五番 七拾六番

一 銀六拾七貫壹匁

唐船式拾艘修復入目銀、但通事方ノ書付差出候通り、

一銀四貫五百四匁三分

六拾七番・七拾四番・八拾貳番・八拾五番・八拾八番ノ五艘之漂着引船賃銀通事方ノ書付出候通り、

弥五次右衛門
同町
清右衛門

一銀千四百三拾五貫六百九拾四匁七分

此銀積高ニ割付、拾貫目ニ付貳貫三百四拾七匁四分四厘余宛、但五拾番・六拾八番・六拾九番・七拾四番・七拾六番・七拾八番・七拾九番・八拾八番・八拾九番・九拾番ノ拾艘之過不足銀高貳貫貳百五拾四匁五分引ニ除之、此銀八拾五番船ニ相引加之、

合銀千九百貫目

此内

三百貫目

割符糸代

未九月十一日

本紙有之

覚

榎津町

次郎市左衛門

西築町

吉左衛門

同町

長崎唐蘭船交易覚書 一

引地町
勘兵衛
新大山町
喜左衛門

右六人之もの共、今日御仕置成候間、此ものともの子共拾四歳以下之男子母ニ付、其所ニ不ニ差置ニ様ニ申付、其外之諸親類御構無之事、

右之者とも家財最前相改所江預置候、悉闕所可ニ申付ニ事、悪人共乗船最前預置候關所可ニ申付ニ事、

一宿なし市助父江戸町ニ有之由、子共家財は無之之哉可ニ遂ニ吟味ニ候、諸親類ニ構無之事、

覚

一於長崎町中ニ水あひせ候事は不レ及レ申、水浴の代として不レ依レ何とらせ候事、又は振舞仕候儀、向後堅く無用ニ可レ仕旨、今度於江戸ニ川口源左衛門江被ニ仰渡ニ候、以上、

右之趣向後相守候様ニ、町中江可レ申ニ渡之事、

寅六月十日

本紙有之

内町申去朔日より以来仕立ざるもめん類の物質物ニとり、或ハ調候者有之候は町切ニ遂ニ吟味、委細書付町年寄迄可差出之事、

十一月十七日

本紙有之

内町申船所持之もの悉相改之、去朔日より以来あやしきものを積、海江捨候者を為乗候儀有之候者、有躰可申之、縦同類ニ而も其科をゆるし、品ニより褒美とらすへし、穿鑿之上脇より知レ候は、船主・水主於本人、其科おもかるべき事、

十一月十七日

本紙有之

覚

一内外町

一寺社町掛寺社共ニ

右之分町乙名方江、非番之年行司兩人罷越、町乙名立合迄丁切ニ調、又は質物ニ取置候木綿反物を、長吉兄を召寄悉く為見之候而、若樋成心付も候ハ、内町寺社之分は、密高木彦右衛門方江可申達候、外町は常行司江申達候様ニ申付候事、

一遠見番御船頭

此者共并家来、遠見番触頭七江、長吉兄召寄調候端物為見之可申事、

一唐人番人

此者共并家来調候端物ハ、年寄方江長吉兄召寄為見之可申事、

一船番

此者共并家来調候端物は、触頭方江長吉兄召寄為見之可申事、

一町使

此者共并家来調候端物は、年番方江長吉兄召寄為見之可申事、

右之通為見之、若樋成心附有之由申候ハ、是又高木彦右衛門方江申出候様ニ申付候事、

一高木作右衛門并町年寄、次ニ常行司此分之家来調候端物は、家来之内樋成者ニ改を申付、長吉兄を召寄為見之候様ニ銘々申合可申事、

此趣共長吉兄召人ニ而見申事ニ候間、急ニ成間敷候冬、迄丁切ニ成次第可遂ニ吟味候事、

且又土屋善藏支配所は、善藏方ニ而為見之、別儀有之候ハ、彦右衛門方江相達候様申付候事、

以上

十一月廿四日

本紙有レ之

覚

一森口屋又左衛門義、先年弟長左衛門与公事取組候付而、其節及二裁判、又左衛門依レ為レ非分、以後弟長左衛門江申分仕間敷旨、急度申付候処及二違背、内証にて我儘を申、其上役人共申付をも承引不レ仕候故、申年入箆申付置候、然ル処今度彼又左衛門世粹庄左衛門及二直訴候趣は、老年之親元歟事候間、以二慈悲之上其身入替度旨相願之候、訴之通不罷成一訳は勿論之事也、然といへとも孝道之心差候、尤可レ依レ品候得共彼又左衛門茂箆くだし可レ申付二犯科も依レ無レ之、世粹孝道之褒美ニ出箆申付候然は弟長左衛門義、先年之公事は裁判之上ニ茂相濟候、其以後又左衛門其儘を申公儀申付、并役人とも申付をも違背申候科ニは、三年入箆為レ仕置候、骨肉難レ遁筋第一兄之事ニ候得は、出箆之訴訟をも可レ仕義ニ、其通差置候趣不道之至不屈者ニ候、右之又左衛門事追放をも可レ申付候へ共、是又悖之孝心感免許出箆、当地居住相構候之間弟長左衛門急度見届路銀等差出し、何方江罷越候而茂、取付候迄渴命ニ不レ及様ニ仕、為レ引越可レ申者也、

十二月五日

本紙有レ之

覚

右近主計事、最前於二京都之首尾對三公儀不屈之仕形、吉田殿

長崎唐蘭船交易覚書 一

江も不礼之至候ニ付、一家遠慮申付候、右之旨趣吉田殿江も委細其節相違候得共、今以返答無レ之候、然共年頭神職等之儀可ニ差支候条、遠慮差免候併右之首尾候間、世上広律制可レ為レ無用候、以上、

十二月廿四日

覚

彭城 継右衛門
 颯川 藤 七
 黄 久右衛門
 河間 八郎兵衛
 田原 左 七
 東海 仙右衛門
 村田 門左衛門
 久米 権兵衛
 清田 安左衛門
 岩永 元 統
 片山 元 正

右出嶋口錢銀之内夕老人ニ銀拾枚宛、

右は寅年被レ仰出候通、今以弥堅く相守候様ニと被レ仰渡候、町中下々迄相守候様可レ被レ申付候、以上、

右之趣慥に承届申候、町中下々迄敷敷可ニ申付候、為レ其銘々判

形如^(マ)此御座候、以上、

元録四年未十二月廿八日

從是元録五申年

川口撰津守様

山岡对馬守様

覚

一明後晦日^(マ)春船出帆被^(マ)仰付^(マ)候間、明晩^(マ)町中人改いたし、勿論暮六ツ^(マ)木戸をしめ可^(マ)申候、此外ハ前々^(マ)御書付を以被^(マ)仰付^(マ)候趣、無^(マ)油断^(マ)急度相守候様被^(マ)為^(マ)仰付^(マ)候間、此旨念を入可^(マ)被^(マ)申聞^(マ)候、

申四月廿八日

申渡之覚

今度 敵有院様十三廻御忌御法事ニ付而、唯今迄相残候寺社方新地之分被^(マ)遊^(マ)御免^(マ)候、自今以後新地令^(マ)停止^(マ)候者也、

申五月九日

覚

一明日^(マ)夏船帰帆被^(マ)仰付^(マ)候間、今晚^(マ)町々人改いたし、勿論暮六ツ時^(マ)木戸を^(マ)可^(マ)被^(マ)申候、此外ハ前々^(マ)御書付を以被^(マ)仰付^(マ)候趣、無^(マ)油断^(マ)急度相守候様被^(マ)為^(マ)仰付^(マ)候間、此旨念を入可^(マ)被^(マ)申聞^(マ)候、

申八月十九日

右之趣槌ニ承届、町内之者共急度申きかせ為^(マ)相守^(マ)可^(マ)申候、為^(マ)其銘々判形如^(マ)此御座候、以上、

元録五年申八月十九日

覚

本紙屋町

長右衛門

榎津町

治左衛門

本籠町

佐平次

浦五嶋町

五郎兵衛

本紺屋町

清水屋

加兵衛

本籠町

吉郎右衛門

今下町

又兵庫

本紺屋町

利左衛門

西上町

熊市左衛門

右九人家財諸色可致三闕所候、幼少之男子在レ之ものハ母ニ付、其所ニ罷在二様ニ可ニ申渡候、其外親類御構無レ之候、以上、

九月廿五日

覚

五拾三番 五拾四番 五拾七番 五拾九番 七拾番 五艘江、唐船ニ有レ之候糸都合銀高五拾貫目商売可レ申付之候、以上、

十月五日

覚

一明日ハ秋船帰帆被ニ仰付候間、今晚より当月中町々人改致し、勿論暮六ツハ木戸を可レ申候、此外御書出し之趣ハ銘々江写遣し置候間、節々見届町中之者共江堅く可レ被ニ申渡候、

申十月十五日

右之趣慥ニ承届、町中之者共迄急度申聞せ為ニ相守ニ可レ申候為レ其銘々判形如レ此御座候、以上、

長崎唐蘭船交易覚書 一

(マヤ) 元禄五年申十月十五日

從レ是元禄六酉年

山岡村馬守様

宮城越前守様

清水寺の花、一切折とるへからさるもの也、

酉二月

覚

一惣而荷物之事悉く逐ニ吟味、過不足無レ之様ニ差出し入レ念書出し可レ申候、若差出ニ過不足有レ之候ハ、右過不足多少ニ随ひ充高を減し商売申付候、其内荷物差出減候事、尤不審候条依ニ其品ニ吟味之上商売許容有間敷事、

一隠物之儀堅令ニ停止也、若左様之方便於有レ之は、巧之品ニより商売差免不レ可、又は其輕重ニ応し割付高を減シ、諸事法を守候船ニ割付を増、商売可ニ申付候事、

一隠物之儀は不レ限ニ輕重ニ悉く可ニ取上ニ候事、

右之趣唐人共江申含、差出之奥書判形可レ為レ仕事、

二月

覚

一 荷役仕舞候唐船、宿町附町乙名・組頭立合、船之外廻り并繩木切板等念を入遂二吟味、別条無之候ハ、其趣書付を以年行司迄可二申届二候事、

一 明キ船番人之儀、宿町附町より慥成者共式人宛、都合四人晝夜附置可レ申候、乙名も不時折々見廻り番人共可二申付二候、

一 唐船封補仕候ニ付、断之上固レ之封切上候ハ、其跡宿町之乙名固レ之封可レ仕候、修復之内は乙名・組頭付居候而、別而念を入晩々ニ乙名封可レ仕候事、

右御書出之趣承届堅相守可レ申候、為レ其銘々判形如レ此御座候、以上、

元録六年酉二月五日

古田佐次右衛門人形

一年頃三拾五六、

一 せの中より少ひくし細髭、

一 面鉢四角、

一 額少し出、

一 鼻少しひらき鼻筋通り、

一 白大いぼあり、

一 目大鉢、

一 口かつこうより大ク、

一 さかやき中ひんより少あつくこひためなし、

一 さかやき右の方に耳より式寸程上に差渡し沓歩程のほうくろ沓ツ有、

一 上ひけし、

一 両すねに疱瘡の跡あり、

一 しゝ七分、

一 刀長式尺五寸程、せつははゞき金、さや黒ぬり、目貫しやくとうの竜柄頭つもの、但ふちしやくとふニなミ、鏝大サさし渡し三寸

程車鏝、さげを黒糸かひの口、柄糸こひちや、

一 脇差長サ沓尺七八寸程、せつははゞき金、柄糸こひちや、目貫不レ覚、ふち柄頭鉄象眼有もよふ不レ覚、鏝大サさし渡し式寸三

四歩竜のすかし丸鏝、さや黒塗、

一 衣類上下式ツともニ黒色きぬ紋たきおもたか、裏青茶羽織、黒縮緬縮入紋なし裏黒色きぬ、帯黒りうもん、

一 縮緬縮入紋なし裏黒色きぬ、帯黒りうもん、

鈴木彦三郎人形

一年頃廿一二、

一 せの中より大細髭、

一 面鉢少しおもなか、

一 色あさ黒く、

一 目ほそく、

一 口大鉢、

一 さかやき中ひんよりうすくこいたいなし、

一 首少しなかく相見互候、

一上ひけなし、

一 刀長貳尺五六寸程は(此の誤カ)つばはゞき焼付さや黒塗ふち銀、くさから

かし柄頭つ、鐔丸無地大サ差渡し貳寸八九分、さげをかひの
口色江戸ちや柄糸こいもよぎ

一 脇さし長サ貳尺程せつばはゞき不覚、さや黒塗柄糸こひちや、
目貫ふち不覚、つか頭つのは大サ差渡し貳寸四五分ほど、

一 車鐔銀象眼相見へ候さげを色不覚、

一 着類上下式ツきぬ黒色紋角の内き、やう、裏きぬ浅黄、次木綿
もよぎきんくづし嶋裏白く木綿ぬのこ、帯黒りうもん

以上

元録六年酉三月

酉三月十日

右御書出し之趣髓ニ承届申候、町中之もの共不残申聞せ、堅
相守らせ可申候、為其銘々判形如、此御座候、以上、

元録六年酉三月十日

覚

一 八王寺成就院事、邪法を致し、正法をまたけニ罷成不届ニ候、
依之御預ケ被仰付候、向後も寺社方ニ左様之類無之様、急
度可申付旨被仰出候、以上、

西八月十三日

右書出之趣髓ニ承届申候、為其判形如、此御座候、以上、

元録六年酉八月廿六日

覚

一 此頃町中出火有之段、毎度虚説申出し候、物取のため町中騒

敷様ニ虚説申出事可有之候間、若左様之もの見及候へ申出
へし、勿論火之元之儀、弥町中念を入可申付之事、

一 万一出火有之候節、諸道具のけ候躰ニ仕盗取義可有之候間火

消集候者共心を付、諸道具のけ者行先見届置可申候、又はあ
やしき躰ニ相見へ候ものへ、早速捕置可申出候、若見誤擲

之候共越度たる間敷事、

一 出火之節、家財等親類又は好身の者方江のけ候儀可有之候、

左候へ、軒ニ成共預候者へ、其段書付を以乙名方迄可申断、
若断なく預り置候へ、穿鑿之上可為三曲事一事、

覚

銀高貳拾貫目

三拾四番船
四拾六番船

右式艘今度及ニ破船二候ニ付、増売申付候間、差急キ商売可為
致候、以上、

八月廿六日

残有高

銀貳百四拾三貫七百貳拾目五厘

内五拾貫目残高

残面百九拾三貫七百貳拾目五厘

内払

三貫目 九番船

拾貫目 広南船貳艘

但、老艘五貫目ツム

残面百八拾貫七百貳拾目五厘

此高願売、但五拾九番船ニは惣並ら少宜願売可ニ申付候、

広南船貳艘江右拾貫目願売之直段ニ而船前之外ニ可ニ申付

事、

十月七日

覚

- 一 しいたけ 正月の 四月迄
- 一 はうぶら 二月の
- 一 たて 三月の
- 一 ねいも 三月の
- 一 なすひ 五月の
- 一 批把 五月の
- 一 さしけ 五月の
- 一 梨干 七月の 十一月迄
- 一 松茸 八月の

一 御所柿 九月の 十二月迄

一 久年母 九月の 三月迄

一 つくし 二月の

一 わらひ 三月の

一 葉せうか 三月の

一 竹の子 四月の

一 白うり 五月の

一 真桑瓜 六月の

一 りんこ 七月の

一 めうど 八月の

一 ぶとう 八月の 十二月迄

一 蜜柑 九月の 三月迄

右之品々商売之儀、向後書面之通たるへし乍去